

○障がい者用録音図書作成機器貸出要領

- (目的)
 第1条 この要領は、障がい者用録音図書を作成する団体及び個人に対して障がい者用録音図書作成機器（以下「機器」という）を無償で貸出しすることにより、録音図書作成の効率化をすすめ障がい者サービスの増進を図ることを目的とする。
- (対象者)
 第2条 機器の貸出しを受けることができる者は、富田林市内で障がい者用録音図書作成を行うボランティア団体及び個人に限る。
- (機器の種別及び数量)
 第3条 貸出しをする機器の種別及び数量は、別表のとおりとする。
- (貸出しの申込み)
 第4条 機器の貸出しを受けようとする者は機器貸出申込書を図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。
- (決定)
 第5条 館長は、前条の規定による申込みに応じて、貸出しすることを適当と認めるときは、貸出通知書を交付するものとする。
- (機器の貸出し)
 第6条 前条に規定する通知書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、館長が指定する期日に来館して貸出しを受けなければならない。
- (貸出期間)
 第7条 機器の貸出期間は1か月以内とし、館長が必要と認めたときは、貸出しの日から3か月を越えない範囲内で延長することができる。
- (貸出しの条件)
 第8条 利用者は、機器を善良な管理者の注意をもって使用するとともに、貸出しの目的に反して使用、譲渡、転貸又は担保の用に供してはならない。
- (貸出しの場所)
 第9条 機器の使用場所は、図書館内の指定する場所とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、他の場所で使用することができる。
- (返却)
 第10条 利用者は機器の貸出期間が過ぎたとき、及び貸出期間中に使用しなくなったときには、すみやかに返却しなければならない。
- (実費弁償)
 第11条 利用者は、貸出しを受けた機器に損傷を与えたときは、当該機器の修理に要する費用を弁償しなければならない。
- (その他)
 第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。
- 附則
 この要領は、平成21年5月1日から施行する。
- 附則
 この要領は、平成22年8月1日から施行する。

別表

種別	数量
ノートパソコン（キャリングバッグ付）	3
オーディオ・インターフェイス	4
テープデッキ	2
ダイナミックマイクロフォン 卓上マイクスタンド マイクホルダー	5セット
オーディオ用接続コード（ピンプラグ）	3
オーディオ用接続コード（ステレオミニプラグ）	2
点字テプラ	1
デジタル録音機（DR-1）〈ヘッドホン付〉	2